

事業協同組合連合会の共済規程の認可

【審査基準】

中小企業等協同組合法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の該当性の判断は、自動車損害賠償保障法第27条の2第2項において準用する第27条第1項の規定に適合するか否かにより判断するものとする。